

## 施設貸出時の感染防止策チェックリスト

貸出施設の利用にあたっては、以下を遵守していただきますようお願いいたします。

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを着用すること（運動・スポーツを行う時も、可能な限りマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること  
※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- 感染防止のため、施設管理者が定めたその他の措置を遵守すること
- 大規模な催物・スポーツの制限
  - 屋内施設：収容率50%以下、屋外施設：人と人の距離を十分確保すること(できるだけ2m)を前提とし、利用上限人数5000人以下と比較した際、小さいほうの人数を定員とする。
- 十分な距離の確保
  - 感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く） ※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当
  - 運動・スポーツを行う際には、接触を避け十分な距離の確保が可能な内容に限ること
  - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
  - 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
  - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすること
- 貸出施設内で唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかった飲料を走路等に捨てないこと
- イベント主催者等が飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
  - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
  - 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
  - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

提出日：       年       月       日       氏名：